

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月6日
【会社名】	株式会社スリー・ディー・マトリックス
【英訳名】	3-D Matrix,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目2番4号
【電話番号】	03-3511-3440
【事務連絡者氏名】	取締役 新井 友行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目2番4号
【電話番号】	03-3511-3440
【事務連絡者氏名】	取締役 新井 友行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 150,358,400円

(注) 1. 本募集は平成25年7月25日開催の当社第9
回定時株主総会の決議及び平成26年2月17
日開催の当社取締役会決議に基づき、ス
tockオプションの目的で新株予約権を発
行するためのものであります。

2. 募集金額は、ストックオプションとしての
目的で発行することから無償で発行するも
のといたします。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行わ
れない場合、新株予約権の付与対象者がそ
の権利を喪失した場合には、発行価額の総
額に新株予約権の行使に際して払い込むべ
き金額の合計額を合算した金額は減少しま
す。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月17日付をもって提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が平成26年3月6日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。</p> <p>1株当たりの行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所JASDAQ市場における会社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の東京証券取引所JASDAQ市場における会社の普通株式の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価格とする。</p> <p>なお、(注)2の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。</p>
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。</p> <p>1株当たりの行使価額は、4,946円とする。</p> <p>なお、(注)2の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。</p>
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金155,344,000円 (注)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、平成26年2月14日時点の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準とした見込額です。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金150,358,400円 (注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	---

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
155,344,000	1,200,000	154,144,000

(注) 1. 「払込金額の総額」は新株予約権の行使による払込金額の総額であり、平成26年2月14日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(5,110円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
150,358,400	1,200,000	149,158,400

(注) 1. 「払込金額の総額」は新株予約権の行使による払込金額の総額であります。

2. 「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。